

指定避難所一覧（該当行政区は、“目安”となります。）

No.	名称	該当行政区	No.	名称	該当行政区
1	橋本交流センター	小山田、橋本、福田	10	世代交流いきいきプラザ	末広、保料
2	えぞこホール	小島	11	大河原商業高等学校	西原、幸町
3	柴田農林高等学校	上川原、上町1、 丑越、緑団地	12	東部屋内運動場	中島町、錦町、稗田
4	大河原中央公民館	上町2、中町	13	大河原南小学校	住吉町、原前、南原前、 上谷1・2・3、上大谷
5	大河原中学校	本町1、本町2	14	金ヶ瀬小学校	金ヶ瀬1・2・3、湯尻
6	大河原小学校	新田町、桜町1	15	金ヶ瀬中学校	金ヶ瀬4・5・6
7	大河原町総合体育館	桜町2、桜町3	16	金ヶ瀬公民館	堤1・2、新開、新寺
8	日本基督教団大河原協会	尾形丁1	17	大河原公園	広域避難場所
9	オーガ	尾形丁2	※No. 1・2・8は新たに指定した避難所です。		

福祉避難所一覧

No.	名称
1	特別養護老人ホーム「桜寿苑」
2	介護老人保健施設「さくらの杜」
3	生活介護「さくらの風」(障がい者)



今年4月16日に町内3つの施設を福祉避難所として新たに指定しました。

※福祉避難所とは、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、「要配慮者」に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

※各施設の位置などは、防災マップを確認してください。

(水害の場合)

発令区分	白石川の場合
避難準備情報	洪水警報発表。氾濫注意情報（15.2 m）が発令され、さらに水位上昇が見込まれる場合など
避難勧告	大雨・洪水警報発令 避難判断水位 17.1 mに到達予想 大雨特別警報発令
避難指示	氾濫危険情報発表 氾濫危険水位 17.8 mに到達予想 堤防決壊のおそれ

④ 的確な情報伝達
避難勧告などの情報基準を明確にし、適宜に情報の発信を行います。

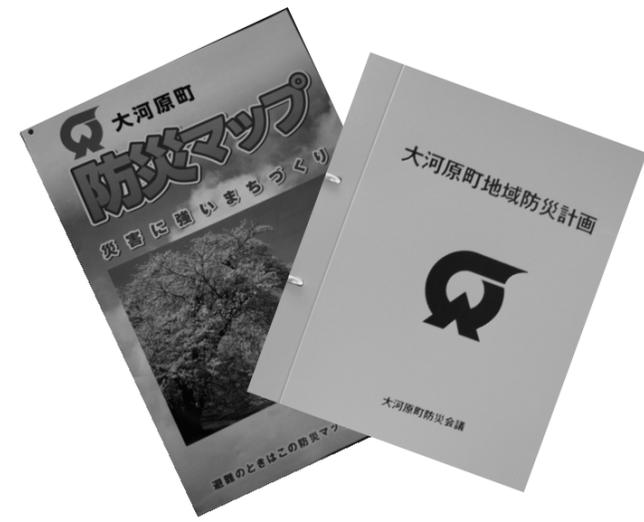
(土砂災害の場合)

発令区分	基準など
避難準備情報	大雨警報（土砂災害）の発表 近隣での土砂災害の前兆現象の確認
避難勧告	大雨特別警報発令 土砂災害警戒情報発表 県土砂災害警戒システムが「警戒レベル」に到達
避難指示	近隣で土砂災害発表 近隣で重大な土砂災害の前兆現象確認

【防災情報シリーズ掲載について】
次回から数回にわたり
防災情報を掲載予定です。
総務課（☎53-2111）

◆蔵王山の噴火警報は解除されましたが、万が一に備え、ご家庭でもマスクなどを常備しておきましょう◆

新しい地域防災計画を作成



防災
おおがわら

町の防災計画の見直しを行いました
大河原町では、町民の生命財産を災害から保護するとともに被害を軽減することを目的に災害対策基本法に基づき「大河原町地域防災計画」が作成されています。この計画は、昭和39年に初めて作成しその後平成3年に全面的な改正を行っており、さらには平成7年に発災した阪神・淡路大地震を教訓に平成11年には「震災対策編」を追加、また、宮城県北部

この度の計画の見直しは、東日本大震災からの教訓をはじめ近年における豪雨、大雪などの自然災害から効果的な災害対策を講じるため平成25年から2年間をかけて見直しを行ったものです。今回は、計画作成の目的

① 全体構成

計画は、「総則編」「風水害等災害対策編」「地震等災害対策編」「資料編」の4編から構成されています。特に、「風水害等災害対策編」には、特殊災害対策として「原子力」

② 災害時発動体制の確立強化

「火山・降灰」に対する策を盛り込みました。
災害発生又は発生の恐れ警戒配備は町職員で配置され、配置条件には「警報」発令などがあります。
災害対策本部(非常配備) 災害対策本部は、町長を本部長に全庁職員及び各関係機関で災害に対応します。

③ 災害時発動体制の確立強化

町民の生命財産を災害から守るとともに被害を軽減することを考える。災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」に努める。

見直し方針

「減災」対策の推進
災害時初動体制の確立強化
災害時初動体制の強化
的確な情報伝達
防災気象情報の伝達
自助・共助による取組強化
要配慮者への対応
多様な主体の防災体制
特殊災害への対策

主な変更内容

計画は、「総則編」「風水害等災害対策編」「地震等災害対策編」「資料編」の4編から構成されています。特に、「風水害等災害対策編」には、特殊災害対策として「原子力」